

政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に伴う資産等報告書等の
閲覧に関する要領

平成6年2月3日決裁

5川総公第370号

(趣旨)

第1条 この要領は、政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例（平成5年川崎市条例第35号。）第8条第3項及び政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例施行規則（平成5年川崎市規則第84号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、資産等報告書等の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧方法)

第2条 資産等報告書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は総務企画局の受付において、資産等報告書等閲覧請求票（別紙様式）に必要な事項を記入の上、係員に申し出て、指定の閲覧場所で閲覧することができる。ただし、閲覧が終わったときは、必ず係員に返却しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第3条 閲覧者は、閲覧に当たっては、規則第11条に定めるほか次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧時間を遵守すること。
- (2) 閲覧場所では、音読、談話、その他他の閲覧者に迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第4条 総務企画局長は、閲覧者が、規則第11条又はこの要領の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(その他必要な事項)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成6年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。